

第7章

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

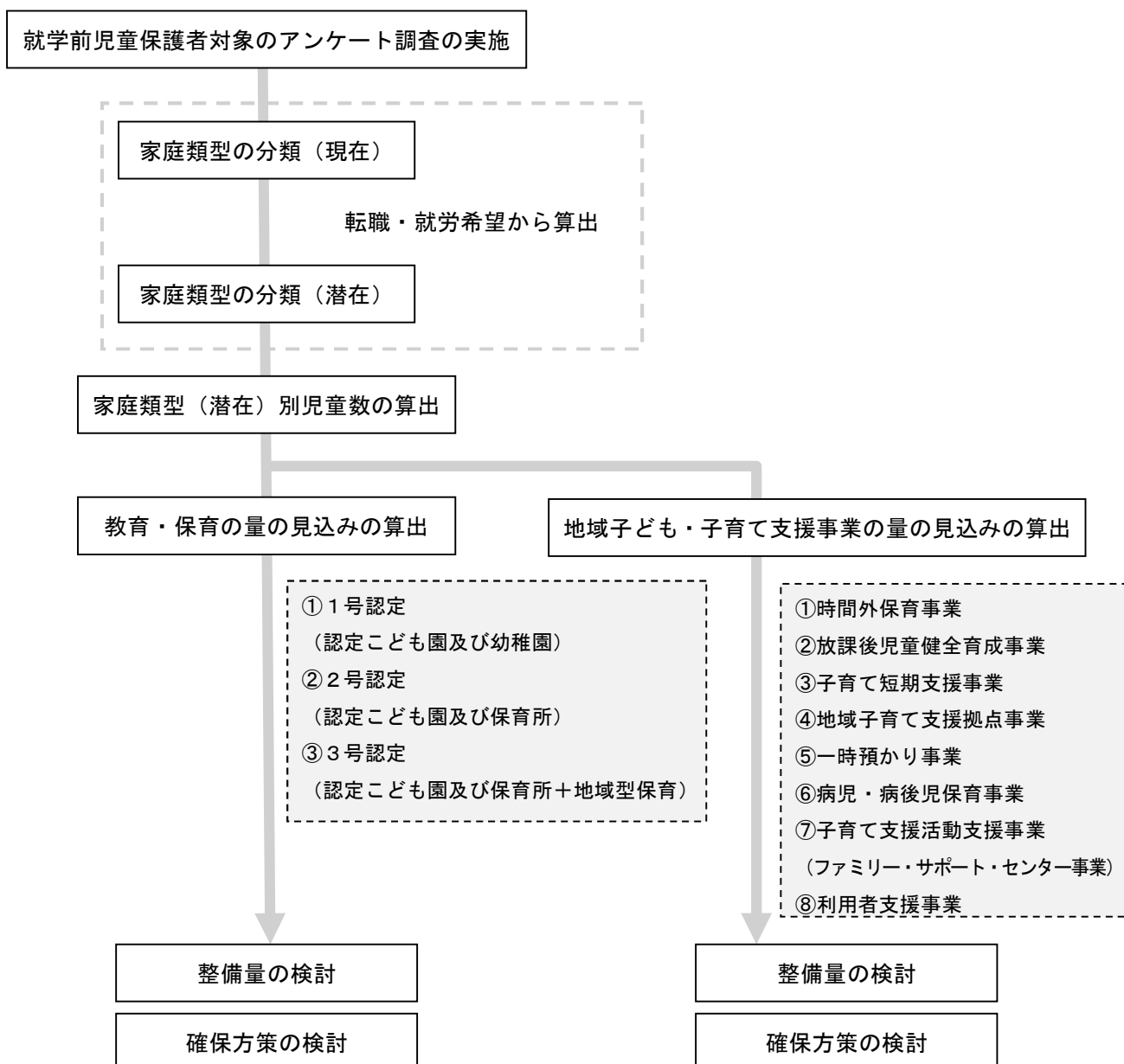
教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では愛西市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した『第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】



(3) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

<教育・保育の支給認定区分>

支給認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

<認定基準>

項目	認定基準
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(4) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

<家庭類型>

母親 父親	母親	父親不在	フルタイム (産休・育休・ 介護休業中を 含む)	パートタイム (産休・育休・介護休業中を含む)			現在は就労 していない 就労したこ とがない
				120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在		タイプA					
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		タイプB		タイプC		タイプC'	
パートタイム (育休・介護休 業中を含む)	120時間以上	タイプC		タイプE		タイプD	
	48時間以上 120時間未満	タイプC'		タイプE'			
	48時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない		タイプD					タイプF

(5) 子ども数の推計

各年度の推計の子どもの数（0～11歳）は、令和2～6年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

区 分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	336	325	329	329	325
1歳	305	369	357	361	361
2歳	375	325	393	381	385
0～2歳	1,016	1,019	1,079	1,071	1,071
3歳	414	393	341	412	400
4歳	343	422	401	348	421
5歳	440	350	431	409	355
3～5歳	1,197	1,165	1,173	1,169	1,176
6歳	450	448	356	438	416
7歳	443	456	454	361	444
8歳	442	447	460	458	365
6～8歳	1,335	1,351	1,270	1,257	1,225
9歳	446	445	450	463	461
10歳	466	450	449	454	467
11歳	494	465	449	448	453
9～11歳	1,406	1,360	1,348	1,365	1,381
0～11歳	4,954	4,895	4,870	4,862	4,853

2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。市内には2園の私立幼稚園があります。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には2か所の公立保育園、4か所の私立保育園、6か所の私立認定こども園があります。

図表6-1 教育・保育の量の見込みと確保方策

【1号認定】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	●	●	●	●	●
確保方策	●	●	●	●	●
②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	●	●	●	●	●
③確認を受けない幼稚園	●	●	●	●	●
④提供量合計(②+③)	●	●	●	●	●
過不足(④-①)	●	●	●	●	●

【2号認定】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	●	●	●	●	●
幼児期の学校教育の利用希望が強い	●	●	●	●	●
上記以外	●	●	●	●	●
②確保方策 特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	●	●	●	●	●
過不足(②-①)	●	●	●	●	●

【3号認定(0歳)】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	●	●	●	●	●
確保方策	●	●	●	●	●
②特定教育・保育施設	●	●	●	●	●
③地域型保育事業	●	●	●	●	●
④提供量合計(②+③)	●	●	●	●	●
過不足(④-①)	●	●	●	●	●

【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	●	●	●	●	●
1歳児	●	●	●	●	●
2歳児	●	●	●	●	●
確保方策	●	●	●	●	●
②特定教育・保育施設	●	●	●	●	●
③地域型保育事業	●	●	●	●	●
④提供量合計（②+③）	●	●	●	●	●
過不足（⑤－①）	●	●	●	●	●

(2) 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率は、国から示された基本指針等に従い、推計した各年度の0～2歳の子どもの数に対する3号認定の教育・保育事業の利用児童数（量の見込み）の割合を元に、図表6－2のとおり定めます。

図表6－2 0～2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	●	●	●	●	●
3号認定の教育・保育事業の利用児童数（人）	●	●	●	●	●
保育利用率（％）	●	●	●	●	●

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもが、保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業です。

〈現状〉

令和6年現在、市内保育園等において、延長保育を18時30分まで行う保育園等が4か所、19時までが7か所、19時30分までが1か所となっています。

図表6-3 時間外保育事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	567	476
実施か所数（か所）	13	13

〈見込み量と確保方策〉

19時までの保育を希望する保護者に対しては、現状の体制を継続することで対応は可能となりますが、それ以降の終了時間への対応は、さらに延長する必要性があるのか見極める必要があります。

図表6-4 時間外保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人）	●	●	●	●	●
②確保方策	延べ利用人数（人）	●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）	●	●	●	●	●
過不足（②-①）		●	●	●	●	●

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

〈現状〉

年々登録者数は増加しており、令和6年度には1,018人となっています。

図表6-5 放課後児童健全育成事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	922	959
クラブ数（か所）	16	16

〈見込み量と確保方策〉

放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面の現状を踏まえながら、40人規模の教室を確保し、高学年への拡大については、平成26年度から開始した6年生までの受け入れを継続し、対応していきます。

一部地域で長期休みのニーズ量が多いと見られるため、学校施設の活用や民間事業での受入れ等を行い、提供量を確保します。

図表6-6 放課後児童健全育成事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	延べ利用人数（人）	●	●	●	●	●
	1年生	●	●	●	●	●
	2年生	●	●	●	●	●
	3年生	●	●	●	●	●
	4年生	●	●	●	●	●
	5年生	●	●	●	●	●
	6年生	●	●	●	●	●
確保 方 策	延べ利用人数（人）	●	●	●	●	●
	1年生	●	●	●	●	●
	2年生	●	●	●	●	●
	3年生	●	●	●	●	●
	4年生	●	●	●	●	●
	5年生	●	●	●	●	●
	6年生	●	●	●	●	●

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

〈現状〉

必要な家庭には情報提供をし、利用希望があれば施設と調整しています。

図表 6－7 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用人数（人日）	0	0
実施か所数（か所）	0	0

〈見込み量と確保方策〉

在宅サービスの充実と受け皿の確保を図るため、供給体制について検討していく必要があります。今後は、他の児童養護施設等との契約を検討し、ニーズに適切に対応していく予定です。

図表 6－8 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
②確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）	●	●	●	●	●
過不足（②－①）		●	●	●	●	●

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〈現状〉

令和6年現在、6か所の子育て支援センターで実施しています。

図表6-9 地域子育て支援拠点事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	6.73	7.48
実施か書数（か所）	6	6

〈見込み量と確保方策〉

既存の子育て支援センターで、更なる子育て支援の充実を図ります。

図表6-10 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
② 確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）	●	●	●	●	●
過不足（②-①）		●	●	●	●	●

(5) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

〈現状〉

令和6年現在、市内の幼稚園2か所において、事業を実施しています。

図表6-11 一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	8,532	1,728
実施か書数（か所）	3	2

〈見込み量と確保方策〉

市内の幼稚園 1 園において、事業を実施します。

一時預かり事業（幼稚園型）の見込みと確保方策

区 分			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号認定	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
	2号認定		●	●	●	●	●
	合 計		●	●	●	●	●
②確保方策	一時保育（一時預かり事業）（人日）		●	●	●	●	●
	上記以外（人日）		●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）		●	●	●	●	●
過不足（②－①）			●	●	●	●	●

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

〈現状〉

公立保育園 2 園において、定員に余裕があったときに利用可能な余裕活用型にて一時預かり事業を実施します。

図表 6－12 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用人数（人日）	71	69
実施か書数（か所）	4	2

〈見込み量と確保方策〉

現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表 6－13 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
②確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）	●	●	●	●	●
過不足（②－①）		●	●	●	●	●

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設などで児童を預かる事業です。

〈現状〉

本市においては、ファミリー・サポート・センターにて対応しています。

図表 6-14 病児・病後児保育事業の利用実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用人数（人日）	6	26
実施か所数（か所）	1	1

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、ファミリー・サポート・センターにおける受け入れを継続し、対応していきます。また、医療機関と連携した病児・病後児保育も検討します。

図表 6-15 病児・病後児保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
②確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
	実施か所数（か所）	●	●	●	●	●
過不足（②－①）		●	●	●	●	●

(7) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

〈現状〉

生後 57 日から小学校 6 年生までの児童の保護者あるいは市内在住で家事、育児等の支援ができる家族がいない妊娠 8 か月から生後 2 か月（多胎児は生後 12 か月）までを養育する方が依頼会員に、心身ともに健康で子育て支援に関心のある方が提供会員となり、保育園、幼稚園等の送迎などの子育て支援、産前産後の家事支援、病児・病後児を含めた預かり等の援助活動を行っています。

図表 6-16 ファミリー・サポート・センターの利用実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用人数（人日）	644	785

〈見込み量と確保方策〉

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、継続して提供会員の増加への取り組みをし、提供会員を増やしていきます。また、講座や研修等を実施し、提供会員のスキルアップをはかります。

図表 6-17 ファミリー・サポート・センターの見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）					
②確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
過不足（②－①）		●	●	●	●	●

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用対象者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

〈現状〉

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、妊娠期からすべての妊産婦と子ども、保護者を切れ目なくサポートする愛西市の子育て総合相談窓口として、「あいさいっ子相談室（愛西市こども家庭センター）」を開設し、切れ目ない支援体制の構築や虐待予防に取り組んでいます。

〈見込み量と確保方策〉

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、関係機関との連携を密にし、支援体制を整えます。

また、中学校区に1か所を目安に設置することが原則とされる「地域子育て相談機関」の設置については現在検討中です。

市の現状としては、児童館や子育て支援センターが子育て世帯の相談機関となっており、こども家庭センターと連携し支援する体制が整っています。

図表 6-18 利用者支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型	量の見込み（か所）	●	●	●	●	●
	確保方策（か所）	●	●	●	●	●
地域子育て相談機 関	量の見込み（か所）	●	●	●	●	●
	確保方策（か所）	●	●	●	●	●
特定型	量の見込み（か所）	●	●	●	●	●
	確保方策（か所）	●	●	●	●	●
こども家庭センタ ー型	量の見込み（か所）	●	●	●	●	●
	確保方策（か所）	●	●	●	●	●

(9) 妊婦に対する健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につな
げることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を
行う事業です。

〈現状〉

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票 14 回分及び子宮頸がん検診 1 回の
受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

図表 6-19 妊婦に対する健康診査の実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
妊娠届出数（人）	293	256

〈見込み量と確保方策〉

母子健康手帳交付時に受診票を交付していますが、今後も引き続き、妊婦健康診査受
診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部（14 回分及び子宮頸がん検診費用）を助成し
ていきます。

図表 6-20 妊婦に対する健康診査の見込みと確保方策

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	●	●	●	●	●
確保方策	実施場所：愛知県内の医療機関及び助産所、県外の医療機関及び助産所 検査項目：基本健診、超音波検査、初回血液検査、血算、血糖、GBS（子宮頸管 の細菌検査）、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査、子宮頸がん検査 実施時期：母子健康手帳交付時より出産前まで 結婚年齢の上昇に伴う出産年齢の高齢化、また若年妊娠など、リスクの高い妊 婦の増加により、妊婦健康診査は重要となっており、妊娠届出時のアンケート から把握したハイリスクの妊婦や病院から連絡があった妊婦に対して妊娠期か ら支援を行い、安心して妊娠・出産・育児が行える体制を確保します。				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

〈現状〉

第1子の子どもや出生体重が2,500グラム未満の子どもを出産した方、第2子目以降で保健師の訪問を希望される方に対し、身長・体重の計測や、一人ひとりに合った子育てのアドバイス、今後の必要な市の母子保健事業や予防接種についての説明を行っています。また、母子保健推進員が、第2子目以降の子どもを出産された家庭を訪問し、その結果を担当保健師へ連絡し、必要に応じて相談できる体制をとっています。

図表6-21 乳児家庭全戸訪問事業の実績

区 分	令和4年度	令和5年度
訪問数（件）	289	282

〈見込み量と確保方策〉

少子化、核家族化により、祖父母や近隣住民からの援助が得られにくい中で、子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

図表6-22 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件)	●	●	●	●	●
確保方策	実施体制：保健師及び母子保健推進員 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。				

(11) 養育支援訪問事業等

子育てに対し、不安や孤立感を抱える家族や様々な要因で養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う養育支援訪問員や保健師による訪問を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

〈現状〉

訪問件数は、その年度によってばらつきがあります。

図表 6-23 養育支援訪問事業等の実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問数（件）	23	5

〈見込み量と確保方策〉

訪問支援訪問員の養成と養育支援訪問や保健師の更なるスキルアップを図り、活動を充実させていきます。

図表 6-24 養育支援訪問事業等の見込みと確保方策

区 分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み(件)	●	●	●	●	●
確保方策	実施体制：養育支援訪問員及び保健師 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 養育支援訪問員、保健師の継続訪問による支援を行います。				

(12) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

〈現状〉

事業実施に向けて体制を整えているところです。

〈見込み量と確保方策〉

図表6-25 子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●
確保方策	延べ利用人数（人日）	●	●	●	●	●

(13) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

〈現状〉

支援が必要な家庭には訪問等をおこない、必要な居場所や社会資源について子どもや保護者と検討しています。

〈見込み量と確保方策〉

市内には、子ども食堂を実施している団体がいくつかあるため、今後は団体と連携しながら体制の整備を検討します。

図表6-26 児童育成支援拠点事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数（人日）	●	●	●	●	●
確保方策	実人数（人日）	●	●	●	●	●

(14) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

〈見込み量と確保方策〉

図表 6-27 親子関係形成支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数（人日）	●	●	●	●	●
確保方策	実人数（人日）	●	●	●	●	●

(15) 妊産婦包括相談支援事業

地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

〈現状〉

本市においては、「伴走型相談支援」として、安心して出産・子育てができるよう、保健師等が妊娠届出時の面接、妊娠8か月前後の電話訪問、こんにちは赤ちゃん訪問等を実施し、情報発信や相談の受け付けなどを継続的に実施し必要な支援につなげています。

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、こども家庭センターにおいて、すべての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境整備に向けた伴走型の相談支援の充実を図ります。

図表 6-28 妊産婦包括相談支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届け出回数（回）	●	●	●	●	●
	1組当たり面談回数（回）	●	●	●	●	●
	面談実施合計回数（回）	●	●	●	●	●
確保方策	面談実施合計回数（回）	●	●	●	●	●

(16) 乳幼児等通園支援事業

保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設を利用することができるようにする制度です。

〈見込み量と確保方策〉

本市においては、令和8年度からの国の本格実施に沿って対応します。

図表 6－29 乳幼児等通園支援事業の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（人日）	●	●	●	●	●
0歳児	●	●	●	●	●
1歳児	●	●	●	●	●
2歳児	●	●	●	●	●
① 量の見込み②確保方策 （人日）	●	●	●	●	●
0歳児	●	●	●	●	●
1歳児	●	●	●	●	●
2歳児	●	●	●	●	●

(17) 産後ケア事業

出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、母親への身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の紹介等を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられました。

〈現状〉

産後に支援が必要な産婦が医療機関に宿泊し、身体のケアや育児のサポートを受けられる体制を整備しており、4か所の医療機関で実施しています。

図表 6－30 産後ケア事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8	19

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、産後の支援を必要とする産婦の負担が軽減できるよう、事業の周知に努め、利用を促進するとともに、現状の提供体制を維持することで、提供量の確保を図ります。

図表 6-31 産後ケア事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数（人日）	●	●	●	●	●
確保方策	実人数（人日）	●	●	●	●	●

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

年収 360 万円未満相当世帯に対しては、食事の提供に要する費用のうち、副食費（おかず代等）として、国の定める金額を上限として補助を行います。また、子育てしやすいまちを目指すため、年収 360 万円以上相当世帯に対して、市独自に副食費の補助を行います。

〈現状〉

図表 6-32 実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用実績

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度
国基準補助分（人）	39	24
市独自補助分（人）	1,176	1,105

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、国動向を勘案しながら事業を実施します。

図表 6-33 実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	国基準補助分（人）	●	●	●	●	●
	市独自補助分（人）	●	●	●	●	●
確保方策	国基準補助分（人）	●	●	●	●	●
	市独自補助分（人）	●	●	●	●	●

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。